

砥部町つどいの広場事業実施要綱

平成 30 年 3 月 27 日

砥部町告示第 36 号

(目的)

第 1 条 この告示は、町内の子育て家庭の保護者及びその子どもに対し、交流、情報交換及び育児相談等の場を提供するつどいの広場事業（以下「事業」という。）を実施することにより、地域における子育て支援機能の充実を図ることを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 事業の実施主体は、砥部町とする。ただし、事業の一部又は全部について事業の実施に適した社会福祉法人、特定非営利活動法人又は民間事業者等（以下「受託者」という。）に委託することができるものとする。

(利用対象者)

第 3 条 事業の利用対象者は、町内に住所を有し、概ね 3 歳未満の乳幼児を持つ親とその子どもとする。

(事業の内容)

第 4 条 事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 子育て親子の交流及び集いの場の提供

地域の子育て家庭の保護者及び概ね 3 歳未満の子ども（以下「子育て親子」という。）が気軽に、かつ、自由に利用できる場の設置、子育て親子間の交流を深める取組等の地域支援活動を実施すること。

(2) 子育てに関する相談及び援助の実施

子育てに不安や悩み等を持っている子育て親子に対する相談及び援助を実施すること。

(3) 地域における子育てに関する情報の提供

子育て親子が必要とする身近な地域の様々な育児や子育てに関する情報を提供すること。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習の実施

子育て親子や将来子育て支援に関わるスタッフとして活動することを希望する者等を対象として、月 1 回以上、子育て及び子育て支援に関する講習等を実施すること。

(事業の実施要件)

第 5 条 事業は、次に掲げる実施要件を満たすものとする。

(1) 受託者は前条に掲げる事業をすべて実施すること。

(2) 実施場所

子育て親子が集うために適した場所（公共施設内のスペース、商店街の空き店舗、公民館、学校の余裕教室、子育て支援のための拠点施設、民家、マンション・アパートの一室等を含む。）であり、拠点となる場所を定めること。

(3) 実施場所の面積

概ね 10 組の子育て親子が同時に利用しても支障がない広さを有すること。

(4) 実施場所の設備

授乳コーナー、流し台、ベビーベッド、遊具その他乳幼児を連れて利用しても支障が生じない必要な設備を有すること。

(5) 開設日時等

原則として週 3 日以上かつ一日 5 時間以上開設すること。なお、開設時間については、子育て親子ニーズや利用しやすい時間帯等に十分配慮して設定すること。

(6) 職員の配置

子育て支援に関し意欲のある者であって子育ての知識と経験を有する専任の者を 2 名以上（非常勤でも可）配置すること。

（休日）

第 6 条 事業は、次に掲げる日は実施しない。

(1) 年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで）

(2) 前号に定めるもののほか、町長が特に指定する日

（留意事項）

第 7 条 事業の実施については、次に定めるところによるものとする。

(1) 個人情報の保護

事業に従事する者は、子育て親子への対応に十分配慮するとともに、業務を行うにあたって知り得た個人情報については、業務遂行以外に用いてはならない。

(2) 研修会等への参加

受託者は、事業に従事する者の資質、技能向上を図るため、各種研修会、セミナー等への積極的な参加を促すよう努めること。また、事業に従事するものにおいても、都道府県等が実施する各種研修会、セミナー等に積極的に参加し、自己研鑽に努めること。

(3) 子育てサークルやボランティア等の協力

事業の実施に当たっては、子育てサークルやボランティアなどの協力を得るなどの効率的かつ効果的な実施に努めること。

(4) 事業の広報

事業の実施に当たっては、地域住民に対して、広報誌への掲載、パンフレットの発行、表看板の設置等により、周知の徹底を図ること。

(5) 他機関との連携

事業の実施に当たっては、子育て支援課、保健センター、保育所、児童館、民生

児童委員、幼稚園、医療機関、子育て支援団体等との連携を密にし、事業が円滑かつ効果的に行われるように努めること。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。